改正前昭和六十年改正法附則第五十六条第四項	厚生年金保険法	他の被用者年金各法による年金たる給付	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第八十六号）第十七条第一項の政令で定める日に関する経過措置に関する政令（平成三年政令第三百四十三号）第十二条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十四条第一項の規定による平成二年一月以後の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数に係る部分に限る。）の施行に伴う厚生年金保険の給付の制限の特例に関する政令（平成二年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十四条第一項の規定によりその例によることとされた平成二年一月以後の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十四条第一項の規定により平成二年一月以後の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険